

# 保健師

## ● 保健師・公衆衛生看護の定義と役割

保健師とは、厚生労働大臣の免許を受けて保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者（保健師助産師看護師法）であり、専門職である。専門職とは、①専門的な教育をうけていること、②特定の技術・能力、規範にかかわる学問的基盤を持っていること、③特定のサービスを提供すること、④自律性をもって意思決定し実践すること、⑤専門職組織を持っていること、⑥倫理要領に示していることのすべてを満たす職業である<sup>1)</sup>。日本公衆衛生看護学会では、保健師について「国家資格である保健師の名称を用いて公衆衛生看護の目的を達成しようとする者をいう」と定義している<sup>2)</sup>。ここでいう公衆衛生看護とは、公衆衛生の理念をもとに、地域で生活するあらゆる人々の健康を看護の立場から保持・増進し、疾病を予防していくことを目ざすものであり、看護の立場から公衆衛生の目的を達成するために実践される、個人・家族、集団、組織を対象に意図的・組織的な活動である<sup>3)</sup>。

日本国憲法では、基本的人権の尊重（第11条）、個人の尊重、幸福追求権及び公共の福祉（第13条）、生存権と国民生活向上（第25条）などについて国の義務を規定しているが、公衆衛生看護活動が担う役割は、このような法的根拠を礎とし、対象となる人々の健康と幸福の向上を目指した活動である。とくに子どもや高齢者、疾病や障害により生活に困難を抱えているなどの人々の権利擁護という点も念頭に置く必要がある。また、個人の直接的な健康支援はもちろんのこと、社会的立場の弱さや抑圧によって回復の力を取り戻すことが難しい人々が、その集団や組織の中で内なる自分の力の気づきや自信の回復を通して、自分の生活や健康を取り戻す過程を支えるエンパワメントを推進する役割も大きい。

## ● 保健師の活動と倫理

麻原によれば、保健師の活動はどのような地域や領域で活動していても、1. 健康課題を見出す、2. 個別の健康課題に確実に対応する、3. 社会資源をつくり公平に分配する、という機能を有する<sup>4)</sup>としている。

例えば、長期間、高齢者家族の介護を行っている男性が、地域の健康診断で糖尿病を指摘された。保健師が話を聞くと、介護を優先するため自分自身は生活時間が不規則で簡単に空腹を満たす食事で済ませたり、運動不足になりがちであった。近所で悩みを話せる場所もなく、疲労もピークとなり大きなストレスを抱えていた。このような場合、男性の健康課題に対する医療情報の提供や保健指導を行うことはもちろんのこと、ケアマネージャーと連携を図り介護負担軽減の検討等、更には家族介護者同士の情報交換の場づくりや継続的な支援の在り方を地域活動の中でしていく。

また、職場のある部署で、長時間労働者の面接指導対象者が他の部署と比べて多かった。面接指導者には産業医による就業上の措置に基づきながら保健指導を行うと同時に、部署

ごとの労働時間や労働環境についてのアセスメントを行ったり、管理監督者や人事総務部門と連携をとりながら健康教育の実施も検討する。また労働環境の改善について、衛生委員会などで問題提起し、事業所全体としての風土やルール作りに繋げるような活動を行う。

その際、倫理の面で悩ましい点に遭遇する。例えば、児童や高齢者への虐待の疑いで周囲や学校から連絡を受けた場合、その家庭に対するアプローチは必要ではあるが、どの程度介入できるのかを判断するには何に依ればいいのだろう。あるいは、長時間労働が常態化している職場で、管理職が部下の超過勤務を認めず人事部門も黙認しているような場合、最初の一歩として何からできるだろうか。保健師活動は、単なる健康問題へのアプローチだけではなく、解決に苦慮する困難な問題に直面することも多い。様々な価値判断を含む複雑な問い合わせに対して、対象となる人々の尊厳や権利、自己決定の権利、専門職としての能力研鑽等の面から、常に振り返なければならない。麻原は、日常実践において「割り切れない」「何かおかしい」場面を一人称で物語として言葉にすること、複数のメンバーによる事例検討を行うことで、倫理的な課題を認識できる倫理的感受性を高め、看護職自身の思い込みや対象に対する認識を変え、ケア/ケアリング・道徳的態度を育むきっかけになると述べている<sup>5)</sup>。

保健師活動における倫理的な配慮として、個人情報の取り扱いにも配慮が必要である。対象者の住所や生年月日、家族、教育歴や職業などの情報、診療記録や健康診断（診査）の結果・感染症を含む病歴・個別相談記録などの健康情報、更には行政や民間サービス登録上発生する情報など、保健師は業務上様々な情報に触れる機会が多い。情報漏洩を防ぐ対策を十分にとっておく必要があることは言うまでもないが、同時に、本人もしくは他者への生命の危険を防ぐために、守秘義務の免除とともに情報の開示が必要な場合もある。個人情報の保護に関する法律、各省からの指針をはじめ、自身の領域や職場等における情報保護に関するガイドラインを元に、前述したような日常実践の振り返りは欠かせないであろう。

なお、我が国の看護者（保健師・助産師・看護師）に共通する行動規範としては「看護者の倫理綱領」（日本看護協会）<sup>6)</sup>により示されている。

## 文献

- 1) 星旦二他：これから保健医療福祉行政論 第2版. 日本看護協会出版会, 2014
- 2) 日本公衆衛生看護学会：公衆衛生看護関連の用語の定義. 2014. [http://plaza.umin.ac.jp/~JAPHN/wp-content/uploads/2015/05/def\\_phn\\_ja\\_en.pdf](http://plaza.umin.ac.jp/~JAPHN/wp-content/uploads/2015/05/def_phn_ja_en.pdf) (2022年1月24日閲覧)
- 3) 標美奈子他：標準保健師講座1 公衆衛生看護学概論. 医学書院, 2019
- 4) 麻原きよみ（主任研究者）他：厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「保健師基礎教育における技術項目と卒業時の到達目標に関する研究」総括研究報告書, pp.5-9, 2008
- 5) 麻原きよみ:公衆衛生看護の多様性と本質-未来に向けて-, 日本公衆衛生看護学会誌5(1), pp.75-79, 2016
- 6) 日本看護協会：看護者の倫理綱領. [https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/rinri/code\\_of\\_ethics.pdf](https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/rinri/code_of_ethics.pdf) (2022年1月24日閲覧)

(瀬在 泉)